

○松江市都市計画審議会条例

平成17年7月12日

松江市条例第437号

改正 平成25年3月18日条例第15号

平成26年3月26日条例第1号

平成27年3月25日条例第23号

令和4年3月30日条例第8号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2の規定に基づき、松江市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 7人以内
- (2) 市議会の議員 6人以内
- (3) 関係行政機関又は県の職員 2人以内
- (4) 本市の区域内に住所を有する者 3人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第2号につき任命された委員が議員の職を失ったときは、委員の職を失う。

3 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くこと

ができる。

- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときに、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月18日松江市条例第15号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日松江市条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日松江市条例第23号)

この条例は、平成27年9月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日松江市条例第8号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。